

インタフェース仕様書

サービス事業所編

【抜粋版】

令和6年6月

1.2.1.1. 請求情報受け渡し概要

サービス事業所等	国保連合会	市町村
<p>1. サービス事業所等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、国保連合会に契約情報、請求書情報、明細書情報、実績記録票情報を送信する。</p> <p>利用者負担上限額管理を行った場合は、利用者負担上限額管理結果票情報(※1)も送信する。</p> <p>通所施設の利用日数の特例を受ける場合は、利用日数管理票情報(※2)も送信する。処遇改善助成金の請求を行う場合のみ処遇改善情報(※3)を送信する。</p> <p>3. サービス事業所等は、形式チェックでエラーとなった情報の確認を行い、誤りを修正した後、国保連合会に翌月(受付期間に間に合えば当月)提出する。</p> <p>7. 国保連合会から返戻通知情報を受け取る。</p> <p>9. 国保連合会から支払決定額通知書情報等を受け取る。</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算等(※7、※8、※9、※10)の請求を行っている場合には処遇改善加算等総額のお知らせ情報(※5)を受け取る。</p>	<p>2. 国保連合会は、サービス事業所等より送信された請求書情報等に対して形式チェックを行う。形式チェックの結果、エラーを発見した場合、サービス事業所等へエラーを通知する。</p> <p>なお、データエラーは、送信された請求書情報等の記載内容の誤りではないため、返戻として扱われない。</p> <p>4. 国保連合会は受付審査・資格審査・支給量審査を行い、一次審査結果資料および、一次審査済情報を作成し、市町村へ送信する。</p> <p>5.1 処遇改善助成金の請求があった場合、処遇改善助成金の請求情報等(※4)を請求先都道府県に送信する。</p> <p>6. 市町村の二次審査結果資料により、返戻が発生した場合、サービス事業所等へ返戻通知情報を送付する。</p> <p>8. 市町村の二次審査結果資料に基づきサービス事業所等へ支払決定額通知書情報等を送付する。</p>	<p>5. 市町村は二次審査を行い、二次審査結果情報を国保連合会に送信する。</p> <p>5.2 都道府県は処遇改善助成金の請求情報等を受け取る。</p>
<p>備考</p> <p>※ 1)利用者負担上限額管理を行った場合のみ、上限額管理事業所から送信する。利用者負担上限額管理が必要ない場合(例えば、利用者負担上限月額が0円の場合)は、利用者負担上限額管理結果票を送信しない。</p> <p>※ 2)通所施設の利用日数の特例を受ける場合、その対象期間の請求については利用日数管理票情報を送信する。</p> <p>※ 3)処遇改善助成金(※6)の請求を行う場合のみ処遇改善情報を送信する(処理対象年月が平成25年12月以降送信しない)。</p> <p>※ 4)処遇改善助成金(※6)の請求があった場合、処遇改善助成金の請求情報等を請求先都道府県に送信する。</p> <p>※ 5)福祉・介護職員処遇改善加算等(※7、※8、※9、※10)の請求を行っている場合には障害福祉サービス費等処遇改善加算等総額のお知らせ情報を受け取る。</p> <p>処遇改善助成金(※6)の請求を行っている場合には助成金支払決定額内訳書情報を受け取る。</p> <p>※ 6)サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。</p> <p>※ 7)サービス提供年月が平成24年4月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員処遇改善加算。</p> <p>サービス提供年月が平成24年4月以降、令和4年3月以前の福祉・介護職員処遇改善特別加算。</p> <p>※ 8)サービス提供年月が令和1年10月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員等特定処遇改善加算。</p> <p>※ 9)サービス提供年月が令和4年10月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算。</p> <p>※ 10)サービス提供年月が令和6年6月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算。</p>		

1.2.2.6. 支払通知情報(出力情報)

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	J8A1	障害福祉サービス費等支払決定額通知書	サービス事業所等への支払決定額を通知するためのリスト。処遇改善助成金(※1)の支払決定額も出力される。	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(2)	J8B1	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	サービス事業所等へ支払決定額の内訳を通知するためのリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(3)	J8C1	事業所別障害福祉サービス費等支払明細書	サービス事業所等へ支払決定額の明細を通知するためのリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(4)	J8D1	障害福祉サービス費等支払過誤決定額通知書	サービス事業所等へ過誤申立の決定額を通知するためのリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(5)	J8E1	訪問調査委託料支払明細一覧表	サービス事業所等へ訪問調査委託料の支払明細一覧を通知する為のリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(6)	J8F1	障害福祉サービス費等処遇改善助成金支払決定額内訳書(※1)	サービス事業所等へ処遇改善助成金(※1)の支払決定額の内訳を通知するためのリスト(※3)	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(7)	J8G1	障害福祉サービス費等処遇改善加算等総額のお知らせ(※2、※4、※5、※6)	サービス事業所等へ福祉・介護職員処遇改善加算等(※2、※4、※5、※6)の加算総額及び内訳を通知するためのリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF

※1 サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。

※2 サービス提供年月が平成24年4月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員処遇改善加算。

サービス提供年月が平成24年4月以降、令和4年3月以前の福祉・介護職員処遇改善特別加算。

※3 処理対象年月が平成25年12月以降使用しない。

※4 サービス提供年月が令和1年10月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員等特定処遇改善加算。

※5 サービス提供年月が令和4年10月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算。

※6 サービス提供年月が令和6年6月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算。

2.1.1.1. 請求情報受け渡し概要

障害児施設等	国保連合会	都道府県等
<p>1. 障害児施設等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、国保連合会に契約情報(※5)、請求書情報、明細書情報、実績記録票情報を送信する。 利用者負担上限額管理を行った場合は、利用者負担上限額管理結果票情報(※1)も送信する。 処遇改善助成金の請求を行う場合のみ処遇改善情報(※2)を送信する。</p> <p>3. 障害児施設等は、形式チェックでエラーとなった情報の確認を行い、誤りを修正した後、国保連合会に翌月(受付期間に間に合えば当月)提出する。</p> <p>7. 国保連合会から返戻通知情報を受け取る。</p> <p>9. 国保連合会から支払決定額通知書情報等を受け取る。 福祉・介護職員処遇改善加算等(※7、※8、※9、※10)の請求を行っている場合には処遇改善加算等総額のお知らせ情報(※4)を受け取る。</p>	<p>2. 国保連合会は、障害児施設等より送信された請求書情報等に対して形式チェックを行う。形式チェックの結果、エラーを発見した場合、障害児施設等へエラーを通知する。 なお、データエラーは、送信された請求書情報等の記載内容の誤りではないため、返戻として扱われない。</p> <p>4. 国保連合会は受付審査・資格審査・支給量審査を行い、一次審査結果資料および、一次審査済情報を作成し、都道府県等へ送信する。</p> <p>5.1 処遇改善助成金の請求があった場合、処遇改善助成金の請求情報等(※3)を請求先都道府県に送信する。</p> <p>6. 都道府県等の二次審査結果資料により、返戻が発生した場合、障害児施設等へ返戻通知情報を送付する。</p> <p>8. 都道府県等の二次審査結果資料に基づき障害児施設等へ支払決定額通知書情報等を送付する。</p>	<p>5. 都道府県等は二次審査を行い、二次審査結果情報を国保連合会に送信する。</p> <p>5.2 都道府県は処遇改善助成金の請求情報等を受け取る。</p>
<p>備考</p> <p>※ 1)利用者負担上限額管理を行った場合のみ、上限額管理事業所から送信する。利用者負担上限額管理が必要ない場合(例えば、利用者負担上限月額が0円の場合)は、利用者負担上限額管理結果票を送信しない。</p> <p>※ 2)処遇改善助成金(※6)の請求を行う場合のみ処遇改善情報を送信する(処理対象年月が平成25年12月以降送信しない)。</p> <p>※ 3)処遇改善助成金(※6)の請求があった場合、処遇改善助成金の請求情報等を請求先都道府県に送信する。</p> <p>※ 4)福祉・介護職員処遇改善加算等(※7、※8、※9、※10)の請求を行っている場合には障害児給付費等処遇改善加算等総額のお知らせ情報を受け取る。 処遇改善助成金(※6)の請求を行っている場合には助成金支払決定額内訳書情報を受け取る。</p> <p>※ 5)サービス提供年月が平成24年4月以降使用する。</p> <p>※ 6)サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。</p> <p>※ 7)サービス提供年月が平成24年4月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員処遇改善加算。 サービス提供年月が平成24年4月以降、令和4年3月以前の福祉・介護職員処遇改善特別加算。</p> <p>※ 8)サービス提供年月が令和1年10月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員等特定処遇改善加算。</p> <p>※ 9)サービス提供年月が令和4年10月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算。</p> <p>※ 10)サービス提供年月が令和6年6月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算。</p>		

2.1.2.6. 支払通知情報(出力情報)

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	K8A1	障害児給付費等 支払決定額通知書	障害児施設等への支払決定額を通知するためのリスト。処遇改善助成金(※1)の支払決定額も出力される。	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(2)	K8B1	障害児給付費等 支払決定額内訳書	障害児施設等へ支払決定額の内訳を通知するためのリスト	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(3)	K8C1	事業所別障害児 給付費等支払明細 書	障害児施設等へ支払決定額の明細を通知するためのリスト	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(4)	K8D1	障害児給付費等 支払過誤決定通知 書	障害児施設等へ過誤申立の決定額を通知するためのリスト	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(5)	K8E1	障害児給付費等 助成金支払決定額 内訳書(※1)	障害児施設等へ処遇改善助成金(※1)の支払決定額の内訳を通知するためのリスト(※3)	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(6)	K8F1	障害児給付費等処 遇改善加算等総額 のお知らせ (※2、※4、※5、 ※6)	障害児施設等へ福祉・介護職員処遇改善加算等(※2、※4、※5、※6)の加算総額及び内訳を通知するためのリスト	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF

※1 サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。

※2 サービス提供年月が平成24年4月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員処遇改善加算。

サービス提供年月が平成24年4月以降、令和4年3月以前の福祉・介護職員処遇改善特別加算。

※3 処理対象年月が平成25年12月以降使用しない。

※4 サービス提供年月が令和1年10月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員等特定処遇改善加算。

※5 サービス提供年月が令和4年10月以降、令和6年5月以前の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算。

※6 サービス提供年月が令和6年6月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算。

2.1.3. 項目説明

本節では、“情報”として記載されている各帳票のインタフェースについて記載する。

2.1.3.1. 障害児給付費等 請求書情報

(1) 障害児給付費等 請求書情報

障害児給付費等請求書情報は以下のレコードの組み合わせにより構成される。

1 : 基本情報レコード

都道府県等、請求障害児施設等および請求金額等に関する情報を格納する。

2 : 明細情報レコード(複数レコード)

サービス種類ごとの請求件数、単位数、利用者負担額、請求額等を格納する。